

① 利用者の訪問看護サービス利用料金

地域区分 7級地 (10.21円/単位)

サービス内容	料金	利用者負担金		
	日中	1割	2割	3割
訪問看護 I 1 (20分未満)	3,205円	321円	641円	962円
訪問看護 I 2 (30分未満)	4,808円	481円	962円	1,443円
訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	8,402円	841円	1,681円	2,521円
訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	11,516円	1,152円	2,304円	3,445円
訪問看護 I 5・2 (40分未満)	6,003円	601円	1,201円	1,801円

* 訪問看護ステーションからの理学療法士、作業療法士の訪問は看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたもので、より専門的な看護を行うため看護職員の代わりの訪問を行います。

* 理学療法士、作業療法士によるリハビリを行うにあたり、利用開始時・状態の変化があった時・又は概ね1か月に1度、看護師による訪問を行います。また利用者の情報を看護師、理学療法士、作業療法士が共有し、訪問看護計画書、及び報告書の作成を連携して行います。

② 加算料金

【緊急時訪問看護加算 I】(1月につき)

料金	利用者負担金		内容
6,126円	1割	613円	24時間対応体制にあり、利用者又はその家族からの電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合
	2割	1,226円	
	3割	1,838円	

【複数名訪問の場合】（1回につき）

同行者	サービス時間	内容	料金	利用者負担金	
				割	円
看護師 理学療法士等	30分未満	利用者やその家族の同意を得ている場合で、同時に複数の看護師等により訪問看護を行う場合	2,594円	1割	260円
				2割	519円
				3割	778円
	30分以上		4,104円	1割	411円
				2割	821円
				3割	1,232円
看護補助者	30分未満	利用者やその家族の同意を得ている場合で、同時に複数の看護師等により訪問看護を行う場合	2,052円	1割	206円
				2割	411円
				3割	616円
	30分以上		3,236円	1割	324円
				2割	648円
				3割	971円

※ 複数名訪問看護加算は以下の場合になります。

- ① 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

※ 看護補助者とは訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行います

【特別管理加算Ⅰ】（1月につき）

料金	利用者負担金		内容
5,105円	1割	511円	利用者の疾病で特別な管理が必要な場合 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍科学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している場合
	2割	1,021円	
	3割	1,532円	

【特別管理加算Ⅱ】（1月につき）

料金	利用者負担金		内容
2,552円	1割	256円	利用者の疾病で特別な管理が必要な場合 在宅自己腹膜灌流指導加算、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 真皮を越える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態
	2割	511円	
	3割	766円	

【長時間訪問看護加算】（1回につき）

料金	利用者負担金		内容
3,063 円	1 割	307 円	特別管理加算の対象者で 1 回の所要時間が 1 時間 30 分を越える訪問看護に引き続き訪問看護を行う場合
	2 割	613 円	
	3 割	919 円	

【ターミナルケア加算】

料金	利用者負担金		内容
25,525 円	1 割	2,553 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上訪問看護を実施し、利用者及び家族等にターミナルケアを実施している場合
	2 割	5,105 円	
	3 割	7,658 円	

※ 主治医との連携の下にターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族に説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること

【サービス提供体制加算Ⅱ】（1回につき）

料金	利用者負担金		内容
30 円	1 割	3 円	都道府県知事に届出のある指定訪問看護事業所で基準に適合している場合
	2 割	6 円	
	3 割	9 円	

【看護体制強化加算Ⅱ】（1月につき）

料金	利用者負担金		内容
2,042 円	1 割	205 円	都道府県知事に届出のある指定訪問看護事業所で基準に適合している場合
	2 割	409 円	
	3 割	613 円	

【初回加算Ⅰ】

料金	利用者負担金		内容
3,573 円/ 回	1 割	358 円	病院、診療所等から退院した日に当該訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行い、新規に訪問看護計画書を作成した場合。
	2 割	715 円	
	3 割	1,072 円	

【初回加算Ⅱ】

料金	利用者負担金		内容
3,063 円/ 回	1 割	307 円	過去 2 ヶ月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護の提供を受けていない場合であって、初回の訪問看護を行い、新規に訪問看護計画を作成した場合。
	2 割	613 円	
	3 割	919 円	

【退院時共同指導加算】

料金	利用者負担金		内容
6,126 円/ 回	1 割	613 円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合。
	2 割	1,226 円	
	3 割	1,838 円	

【早朝・夜間、深夜加算】

提供時間帯	早朝 (6:00~8:00 まで)	夜間 (18:00~22:00 まで)	深夜 (22:00~6:00 まで)
加算料金	25%加算	25%加算	50%加算

* 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合は、割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば介護保険給付の対象となります。

【注意事項】

注 1) 訪問看護サービスの利用者負担金は各利用者の負担割合に応じた額をお支払いいただきます（1 円未満切り捨て）。1 円未満の処理によりすべてのサービスの合算金額に差額が生じることがあります。

注 2) 「② 加算料金」の「緊急時訪問看護加算」とは、24 時間連絡体制にある訪問看護サービスです。必要に応じて緊急時訪問を行った場合は、所要時間に応じた料金とその都度かかります。「特別管理加算」とは、利用者の疾病等が特別な管理が必要である場合の加算です。

③ その他のサービス料金

<p>交通費</p>	<p>利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。</p> <p>10 km以内 150 円</p> <p>10 kmをこえ20 km以内 300 円</p> <p>以後10 kmを越えるごとに 150 円を加算</p>	
<p>キャンセル料</p>	<p>訪問看護予定時刻の30分前迄に中止の連絡をいただかない場合、介護保険の自己負担分をいただきます。(下記は1割負担として参照)</p>	
	<p>訪問看護 I 1 (20分未満)</p>	<p>321 円</p>
	<p>訪問看護 I 2 (30分未満)</p>	<p>481 円</p>
	<p>訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)</p>	<p>841 円</p>
	<p>訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)</p>	<p>1,152 円</p>
<p>ご遺体のお世話</p>	<p>22,000 円</p>	

※その他の料金を変更する場合は1か月以上前に文書にてお知らせします。

① 利用者の介護予防訪問看護サービス利用料金

地域区分 7級地 (10.21円/単位)

サービス内容	料金 日中	利用者負担金		
		1割	2割	3割
予防訪問看護 I 1 (20分未満)	3,093円	310円	619円	928円
予防訪問看護 I 2 (30分未満)	4,604円	461円	921円	1,382円
予防訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	8,106円	811円	1,622円	2,432円
予防訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円
予防訪問看護 I 5・2 (40分未満)	5,799円	580円	1,160円	1,740円

* 訪問看護ステーションからの理学療法士、作業療法士の訪問は看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたもので、より専門的な看護を行うため看護職員の代替りの訪問を行います。

* 理学療法士、作業療法士によるリハビリを行うにあたり、利用開始時・状態の変化があった時・又は概ね3か月に1度、看護師による訪問を行います。また利用者の情報を看護師、理学療法士、作業療法士が共有し、訪問看護計画書、及び報告書の作成を連携して行います。

* 理学療法士、作業療法士によるリハビリは当事業所では原則40分で実施させていただきます。

② 加算料金

【緊急時訪問看護加算 I】(1月につき)

料金	利用者負担金		内容
6,126円	1割	613円	24時間対応体制にあり、利用者又はその家族からの電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合
	2割	1,226円	
	3割	1,838円	

【複数名訪問の場合】（1回につき）

同行者	サービス時間	内容	料金	利用者負担金	
看護師 理学療法士等	30分未満	利用者やその家族の同意を得ている場合で、同時に複数の看護師等により訪問看護を行う場合	2,593円	1割	260円
				2割	519円
				3割	778円
	30分以上		4,104円	1割	411円
				2割	821円
				3割	1,232円
看護補助者	30分未満	利用者やその家族の同意を得ている場合で、同時に複数の看護師等により訪問看護を行う場合	2,052円	1割	206円
				2割	411円
				3割	617円
	30分以上		3,236円	1割	324円
				2割	648円
				3割	971円

※ 複数名訪問看護加算は以下の場合になります。

- ① 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

※ 看護補助者とは訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行います

【特別管理加算Ⅰ】（1月につき）

料金	利用者負担金		内容
5,105円	1割	511円	利用者の疾病で特別な管理が必要な場合 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍科学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している場合
	2割	1,021円	
	3割	1,532円	

【特別管理加算Ⅱ】（1月につき）

料金	利用者負担金		内容
2,552円	1割	256円	利用者の疾病で特別な管理が必要な場合 在宅自己腹膜灌流指導加算、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 真皮を越える褥瘡の状態 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態
	2割	511円	
	3割	766円	

【長時間訪問看護加算】（1回につき）

料金	利用者負担金		内容
3,063 円	1 割	307 円	特別管理加算の対象者で 1 回の所要時間が 1 時間 30 分を越える訪問看護に引き続き訪問看護を行う場合
	2 割	613 円	
	3 割	919 円	

【ターミナルケア加算】

料金	利用者負担金		内容
25,525 円	1 割	2,553 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上訪問看護を実施し、利用者及び家族等にターミナルケアを実施している場合
	2 割	5,105 円	
	3 割	7,658 円	

※ 主治医との連携の下にターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族に説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること

【サービス提供体制加算Ⅱ1】（1回につき）

料金	利用者負担金		内容
30 円	1 割	3 円	都道府県知事に届出のある指定訪問看護事業所で基準に適合している場合
	2 割	6 円	
	3 割	9 円	

【初回加算Ⅰ】

料金	利用者負担金		内容
3,573 円/ 回	1 割	358 円	病院、診療所等から退院した日に当該訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行い、新規に訪問看護計画書を作成した場合。
	2 割	715 円	
	3 割	1,072 円	

【初回加算Ⅱ】

料金	利用者負担金		内容
3,063 円/ 回	1 割	307 円	過去 2 ヶ月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護の提供を受けていない場合であって、初回の訪問看護を行い、新規に訪問看護計画を作成した場合。
	2 割	613 円	
	3 割	919 円	

【退院時共同指導加算】

料金	利用者負担金		内容
6,126 円/ 回	1 割	613 円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合。
	2 割	1,226 円	
	3 割	1,838 円	

【早朝・夜間、深夜加算】

提供時間帯	早朝 (6:00~8:00 まで)	夜間 (18:00~22:00 まで)	深夜 (22:00~6:00 まで)
加算料金	25%加算	25%加算	50%加算

* 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合は、割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば介護保険給付の対象となります。

【注意事項】

注 1) 訪問看護サービスの利用者負担金は各利用者の負担割合に応じた額をお支払いいただきます（1円未満切り捨て）。1円未満の処理によりすべてのサービスの合算金額に差額が生じることがあります。

注 2) 「② 加算料金」の「緊急時訪問看護加算」とは、24 時間連絡体制にある訪問看護サービスです。必要に応じて緊急時訪問を行った場合は、所要時間に応じた料金がかかる都度かかります。「特別管理加算」とは、利用者の疾病等が特別な管理が必要である場合の加算です。

③ その他のサービス料金

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。 10km以内 150円 10kmをこえ20km以内 300円 以後10kmを越えるごとに 150円を加算	
キャンセル料	訪問看護予定時刻の30分前迄に中止の連絡をいただかない場合、介護保険の自己負担分をいただきます。（下記は1割負担として参照）	
	予防訪問看護 I 1 (20分未満)	310円
	予防訪問看護 I 2 (30分未満)	461円
	予防訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	811円
	予防訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	1,113円
	予防訪問看護 I 5 (40分未満)	580円
ご遺体のお世話	22,000円	

※その他の料金を変更する場合は1か月以上前に文書にてお知らせします。